

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2（2020）年3月31日

栃木県監査委員 五月女 裕久彦
 同 阿部 博美
 同 金井 弘行
 同 平野 博章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
総務事務センター	令和元(2019)年 11月5日	給与事務のうち、勤勉手当において、傷病休暇に伴う除算期間を誤ったことから、過支給となっているものが1件79,994円、支給不足となっているものが1件20,796円あった。	令和元年10月例月給与処理において、過支給についての返納処理及び支給不足についての追給処理を行いました。 現在、各所属において登録された手当等の内容を確認する際は、担当のダブルチェックを実施しているところですが、今後は、ダブルチェックの際に在課年数の長い職員を組み合わせ、より一層入念に作業を進めることとしました。 また、総合庶務事務システム上に蓄積している休暇等のデータを活用した自己点検や、毎月全所属に送付している給与事務に係る通知についても、更なる改善の方法を検討していきます。
鹿沼土木事務所	令和2(2020)年 1月24日	工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る標識設置工事の設計積算において、現場管理費の対象額の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件324千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づく現場管理費の対象額が適正に計上されるよう、工事費積算チェックリストを改訂し、積算体制及び検算体制の強化を図り、再発防止に努めます。 加えて、所内の技術調整会議等において周知を継続的に行い、適正な事務執行に努めます。

大田原土木事務所	令和 2 (2020) 年 1 月 24 日	工事事務のうち、砂防施設づくり事業費（補助）に係る砂防堰堤工事の設計積算において、共通仮設費及び現場管理費の対象額の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが 1 件 1,501 千円あった。	設計積算に当たっては、共通仮設費及び現場管理費の対象額を適正に確認すべく、所内の違算防止のワーキンググループ・所内技術調整会議等において、検算チェック体制の改善、積算チェックリストの改訂を図り、再発防止に努めます。
		工事事務のうち、砂防施設づくり事業費（補助）に係る地すべり対策工事の設計積算において、吹付砕工の施工規模加算の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが 1 件 918 千円あった。	設計積算に当たっては、吹付砕工の施工規模の適用条件等を適正に確認すべく、所内の違算防止のワーキンググループ・所内技術調整会議等において、検算チェック体制の改善、積算チェックリストの改訂を図り、再発防止に努めます。
烏山土木事務所	令和 2 (2020) 年 1 月 24 日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費（補助）に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、モノレールの架設・撤去費等の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが 1 件 766 千円あった。	設計積算に当たっては、当初設計時に作成する設計積算チェックリスト（地質調査業務）項目の表現を分かり易く修正するとともに、所内技術調整会議等の議題として検討を図り、所内技術職員への情報共有を行い、再発防止に努めます。
安足土木事務所	令和 2 (2020) 年 1 月 24 日	工事事務のうち、快適で安全な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、土砂の運搬距離区分を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが 1 件 410 千円あった。	設計積算に当たっては、複数職員によるチェック体制はもとより、チェック担当者毎のチェックする視点を明確化することにより、機能強化と効率的な執行を図ります。 加えて、誤りの多い事例等については、チェックリストにまとめ、所内の技術調整会議等において、周知を継続的に行うことにより再発の防止に努めます。

真岡土木事務所	令和2(2020)年 1月29日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費(補助)に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、モノレールの機械器具損料等の計上を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件291千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準に基づき適正に計上されるよう、業務委託費積算チェックリストを改訂し、積算・検算・決裁の各段階においてチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。 加えて、所内の技術調整会議等において周知を継続的に行い、適正な事務執行に努めます。
宇都宮商業高等学校	令和元(2019)年 11月19日	給与事務のうち、勤勉手当において、出産休暇の期間を除算の対象としたことから、支給不足となっているものが1件195,020円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理しました。 今後は、再発防止対策として、関係法規を再確認し、複数の職員による確認を行う等チェック体制を強化し、適切な事務執行に努めます。
河内教育事務所	令和2(2020)年 2月4日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが1件116,332円あった。	支給不足分については、追給処理を行いました。 今後は、複数職員による点検・確認のチェック体制を一層徹底します。 また、小中学校事務職員への事務指導を徹底する等、適切な事務執行に努めます。
鹿沼商工高等学校	令和2(2020)年 2月20日	給与事務のうち、扶養手当等において、支給の終期を誤ったことから、過支給となっているものが2件173,316円あった。	過支給分については、返納処理を行いました。 今後は、出納員と事務担当者の給与事務に関する理解をさらに深め、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。